中之条町高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者と接することの多い協力団体、見守りサポーター、協力事業者等と連携することにより高齢者の見守りの仕組み（以下「高齢者見守りネットワーク」という。）を構築し、異変のある高齢者又は何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し必要な支援を行う等、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保するために必要な事項を定め、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

（実施主体）

第２条　この要綱に基づく事業の実施主体は、中之条町（以下「町」という。）とする。

（対象者）

第３条　この要綱に基づく事業の対象者は、町に住所を有する65歳以上の在宅の高齢者とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（高齢者見守りネットワークの構成）

第４条　高齢者見守りネットワークは、次に掲げる者（以下「ネットワーク構成員」という。）をもって構成する。

(１)　実施機関（協力団体等及び協力事業者等から連絡を受け、支援及び対応を行う機関であって、町及び中之条町地域包括支援センターとする。）

(２)　見守りサポーター（介護予防サポーター・認知症サポーター等の、この要綱に基づく事業の趣旨に賛同する者であって、町長が指定する者をいう。）

(３)　協力事業者（見守り対象者の発見及び情報の連絡を担う民間事業者等であって、町と特別の協定を締結した者をいう。）

（事業内容）

第５条　ネットワーク構成員は、高齢者の見守り、声かけ、状況確認等を負担のない範囲で行うものとする。

２　ネットワーク構成員は、町内において業務活動中に高齢者の異変等を察知したときは、実施機関へ連絡するものとする。この場合において、特に緊急を要する事案と判断したときは、必要な措置を講ずるとともに、あわせて警察署又は消防署へ通報するものとする。

３　前項本文に規定する連絡を受けた実施機関は、当該高齢者の状況を把握し、適切な支援及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

４　ネットワーク構成員は、高齢者の継続的な見守りを行い、実施機関は、その家族等の支援その他第１条の目的を達成するために必要な措置を講ずるものとする。

５　中之条町地域包括支援センターは見守りサポーター及び協力事業者から高齢者の異変又はそのおそれがある場合に係る連絡があった時は、各関係機関と連携し、速やかに適切な対応を行うものとする。

（協力事業者の参画）

第６条　協力事業者は、あらかじめ、町と協定書を締結するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、町長が協力事業者として不適当と判断した事業者は、協力事業者として参画できない。

（個人情報の保護）

第７条　ネットワーク構成員は、この要綱に基づく事業の実施に当たり知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。ネットワーク構成員の活動が終了した後も、同様とする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。